

経済研究所における新規・継続データ購入に関わる内規

平成 29 年 2 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 本内規は、慶應義塾大学経済学部附属経済研究所（以下、「研究所」という）において、新規に、あるいは、継続して、以下の第 2 条で定める研究資料等のデータを購入するにあたっての基本ルールを定めるものである。

(定義)

第 2 条 本内規におけるデータ（以下、「データ」という）とは、経済学研究において、一般性・汎用性が高く、なおかつ、良質の研究を遂行する上で欠くことのできない研究資料・史料・試料を指す。

2. 本内規によるデータ購入希望者（以下、「希望者」という）とは、有期・無期、常勤・非常勤を問わず、慶應義塾で経済学研究を行う者の内、研究所資金によるデータ購入を希望する者のことをいう。

(データの貸出)

第 3 条 研究所は、適宜、データを購入の上、研究者に貸し出すことにより、慶應義塾における経済学研究の質の向上に資する。

(購入希望データの募集)

第 4 条 研究所では、特に時期を定めず、適宜、購入希望データの募集を行う。希望者は、あらかじめ定められた期日までに、「データ購入希望書」（別紙）を研究所に提出しなければならない。

2. 希望者は、「データ購入のためのガイドライン」（別紙）を参照しつつ、上記第 3 条の趣旨に合致した目的のために、前項の手続きにより購入申請を行うものとする。

3. データの購入希望者は、当該データが新規のものであるか、既に研究所が保有しているデータの継続であるかに依らず、「データ購入希望書」を提出しなければならない。

(購入データの決定)

第 5 条 研究所運営委員会は、提出されたデータ購入希望書をもとに、全購入希望データにその購入にあたっての優先順位を付与し、「優先順位表」を作成するものとする。

2. 優先順位表の作成に際し、同委員会は、希望者（賛同者も含む）以外の者から、当該データについての参考意見を聴取することができる。

3. 同委員会は、研究所の予算、並びに、この優先順位表を基にして、購入データを決定し、その結果をすべての希望者に速やかに通知する。

(データの管理・貸出)

第6条 研究所は、購入したデータを、これまでに所有していた他のデータと共に一括管理をし、当該データについての希望者、ならびに、その他の慶應義塾の経済学研究者に、その貸し出しを行う。

(研究成果報告の義務)

第7条 データ購入後、データが希望者に貸し出されてから1カ年以内に、当該希望者はそのデータを用いた研究で得られた成果、或いは、得られつつある成果について、A4版2ページ程度の報告書を研究所に提出する義務を持つ。

(データ使用の明記)

第8条 当該データを用いてなされた研究成果を公開するにあたっては、データの使用者は、研究所保有のデータを使用した旨を明記する義務を負う。

(内規の発効と変更)

第9条 本規程は研究所運営委員会の了承をもって発効するものとする。また、変更する場合も、これと同様とする。

附則 この内規は、平成29年2月20日から施行する。